

当医院は、以下の施設基準などに適している旨、厚生局滋賀支部に届け出を行っています。

○歯科初診料の注1に規定する基準 第94号

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

○歯科外来診療医療安全対策加算1 第23号

医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、AEDを保有し、緊急時には他の医療機関と連携するとともに、医療安全に係る十分な体制を整備しています。

○歯科外来診療感染対策加算1 第23号

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

○歯科治療時医療管理料 第209号

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

連携先医療機関：長浜市立湖北病院 TEL 0749-82-3315

○口腔管理体制強化加算 第178号

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

○咀嚼機能検査 第50号 咬合圧検査 第23号

口腔機能低下症の診断を目的として咀嚼機能検査、咬合圧検査を行い、予防や機能改善の指導を行います。

○外来後発医薬品使用体制加算 第366号

後発医薬品の使用を推進しています。医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施しています。

○歯科技工士連携加算1 第15号

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士との連携体制を確保しています。

○歯科技工加算 第117号

院内に歯科技工士がおりますので、迅速に義歯の修理及び軟質材料を用いた義歯内面の適合状態の調整を行います。

○歯科CAD 第516号

CAD/CAMと呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて制作される冠やインレーを用いて治療を行っています。

○クラウン・ブリッジ維持管理料 第262号

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

○歯科外来・在宅ベースアップ評価料1 第35号

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みを実施しています。

○明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出下さい。

○医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

医療法人 清悠会 横井歯科医院
理事長 横井宏隆